

2018年10月31日 (水曜日)

# 市有地不当に安く売却

## 三島駅再開発 市民が市長訴え弁論

### 静岡地裁

静岡県三島市のJR三島駅南口西街区の再開発事業をめぐる、市土地開発公社が市有地

を不当に安く売却したとして、三島駅南口の頭弁論が26日、静岡地裁で行われました。

整備を考える市民の会が豊岡武士市長を訴えた住民訴訟の第1回口

頭弁論が26日、静岡地裁で行われました。西街区の再開発事業は、市土地開発公社が所有していた土地0・34畝に、東京急行電鉄がホテルを建設(2020年6月開業予定)するものです。問題は、このうちの0・31畝を、公社が東急電鉄に売却した際、相場をはるかに下回る安価な土地価格で売却が行われました。市民の会は、独自に不動産鑑定



裁判所へ向かう渡辺氏(左から2人目)ら=26日、静岡市葵区

たもので、市には土地の買い取り請求権があったにもかかわらず行使せず、適正な不動産鑑定が行われぬまま、公社の直接売却を許し、約2億7300万円の損害を被ったとしています。

市長側は請求却下を求め争う姿勢を示しました。

裁判後の記者会見で渡辺氏は「多くの市民は土地が安く売られたことを知らない。議会に諮らない独断的な行政の進め方に納得がいかない」と語りました。

の結果を示し、2回にわたり違法・不当だとして住民監査請求をしました。しかし、いずれも棄却・却下されたため、今年8月8日に提訴しました。

訴状では、問題の土地は、三島市が公社に委任して先行取得させ